

第 6 6 7 号  
平成21年11月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

○告示	番号	頁数	○公告	番号	頁数
放置自転車等の保管について	266	2	一般競争入札について	35	14
放置自転車等の保管について	267	3	一般競争入札について	36	16
放置自転車等の保管について	268	3	一般競争入札について	37	18
放置自転車等の保管について	269	3	○教育委員会	—	頁数
公示送達について	270	4	定例教育委員会の招集について	—	20
放置自転車等の保管について	271	4	臨時教育委員会の招集について	—	21
放置自転車等の保管について	272	4	○農業委員会	—	頁数
放置自転車等の保管について	273	5	農業委員会の日時の変更について	—	21
放置自転車等の保管について	274	5	農業委員会の招集について	—	21
放置自転車等の保管について	275	6	○選挙管理委員会	—	頁数
放置自転車等の保管について	276	6	選挙権を有する者の直接選挙に必	—	21
放置自転車等の保管について	277	6	用な選挙人の数について	—	21
放置自転車等の保管について	278	7	天理市長選挙の期日について	—	21
放置自転車等の保管について	279	7	天理市議会議員補欠選挙の期日等	—	22
放置自転車等の保管について	280	7	について	—	22
放置自転車等の保管について	281	8	天理市長選挙における選挙運動に	—	22
放置自転車等の保管について	282	8	関する支出金額の制限額について	—	22
公示送達について	283	9	天理市議会議員補欠選挙における	—	22
放置自転車等の保管について	284	9	選挙運動に関する支出金額の制限	—	22
放置自転車等の保管について	285	9	について	—	22
放置自転車等の保管について	286	10	天理市長選挙における選挙長及び	—	22
放置自転車等の保管について	287	10	その職務を代理すべき者の選任に	—	22
放置自転車等の保管について	288	10	ついて	—	22
放置自転車等の保管について	289	11	天理市議会議員補欠選挙における	—	22
住民票の職権消除について	290	11	選挙長及びその職務を代理すべき	—	22
山の辺地域沿道「景観保全型広告			者の選任について	—	22
整備地区」における屋外広告物等	291	11	天理市長選挙における天理市役所	—	22
の表示の方法に関する事項につい			期日前投票所の投票管理者及びそ	—	22
て			の職務を代理すべき者の選任につ	—	22
主要（郡山）インターチェンジ周			いて	—	22
辺沿道「景観保全型広告整備地区	292	12	天理市議会議員補欠選挙における	—	23
」における屋外広告物等の表示の			天理市役所期日前投票所の投票管	—	23
方法に関する事項について			理者及びその職務を代理すべき者	—	23
放置自転車等の保管について	293	13	の選任について	—	23
自転車等駐車場における放置自転	294	13	天理市長選挙における各投票区の	—	23
車等の保管について			投票所の場所について	—	23
放置自転車等の保管について	295	13	天理市議会議員補欠選挙における	—	23
放置自転車等の保管について	296	14	各投票区の投票所の場所について	—	23
放置自転車等の保管について	297	14			

天理市長選挙における開票事務と選挙会事務の合同について	—	23	天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所について	—	24
天理市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同について	—	23	天理市長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	—	25
天理市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所等について	—	23	天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	—	25
天理市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所等について	—	23	天理市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について	—	25
天理市長選挙における各投票所内における氏名等掲示順序を定めるくじについて	—	24	天理市議会議員補欠選挙における選挙長の公印の定めについて	—	25
天理市議会議員補欠選挙における各投票所内における氏名等掲示順序を定めるくじについて	—	24	天理市議会議員補欠選挙における開票立会人として届出があった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について	—	25
天理市長選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじについて	—	24	天理市議会議員補欠選挙につき候補者として届出のあった者について	—	25
天理市議会議員補欠選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじについて	—	24	天理市議会議員補欠選挙につき立候補届出のあった山本治夫候補の届出事項の変更について	—	26
天理市長選挙における期日前投票所の場所について	—	24	○監査委員	—	頁数
			財政援助団体監査の結果について	—	26

## 告 示

(平成21年10月6日揭示済)

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年10月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成21年10月6日から平成21年12月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

- (2) 移動・保管費用（1台につき）
  - ア 移動費 2,000円
  - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
  - 天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
  - 天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成21年10月7日揭示済)

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月7日から平成21年12月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月8日揭示済)

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月8日から平成21年12月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月8日揭示済)

天理市告示第269号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成21年10月8日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町728番地先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月8日から平成21年12月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月9日揭示済)

天理市告示第270号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年10月9日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年10月9日揭示済)

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月9日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月9日から平成21年12月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月13日揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月13日から平成21年12月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月13日揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月13日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町713番地先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月13日から平成21年12月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月14日揭示済)

天理市告示第274号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月14日から平成21年12月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月15日揭示済)

天理市告示第275号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月15日から平成21年12月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月15日揭示済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月15日
  - 3 移動対象区域  
天理市西井戸堂町373番地1先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月15日から平成21年12月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月16日揭示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年10月16日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年10月16日から平成21年12月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年10月16日揭示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成21年10月16日

3 移動対象区域

天理市川原城町260番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年10月16日から平成21年12月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年10月19日揭示済)

天理市告示第279号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年10月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年10月19日から平成21年12月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年10月20日揭示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月20日から平成21年12月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月22日揭示済)

天理市告示第281号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月22日から平成21年12月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月23日揭示済)

天理市告示第282号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年10月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成21年10月23日から平成21年12月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで



(以下 略)

(平成21年10月26日揭示済)

天理市告示第283号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年10月26日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年10月26日揭示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月26日から平成21年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月26日揭示済)

天理市告示第285号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年10月26日
- 3 移動対象区域  
天理市川原城町223番地14先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成21年10月26日から平成21年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年10月27日揭示済)

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月27日から平成21年12月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月28日揭示済)

天理市告示第287号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月28日から平成21年12月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月29日揭示済)

天理市告示第288号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年10月29日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年10月29日から平成21年12月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年10月29日揭示済)

天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成21年10月29日

3 移動対象区域

天理市川原城町341番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年10月29日から平成21年12月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年10月30日揭示済)

天理市告示第290号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により、下記の住民票を消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292）号第12条第4項の規定により告示する。

平成21年10月30日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成21年10月30日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

(平成21年10月30日揭示済)

天理市告示第291号

山の辺地域沿道景観保全型広告整備地区広告物等の表示の方法に関する事項について

奈良県屋外広告物条例（昭和35年4月奈良県条例第17号）第5条の2第3項の規定により、山の辺地域沿道景観保全型広告整備地区における広告物等の表示の方法に関する事項を定めたので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月30日

天理市長 南 佳 策

1 広告物等の表示の方法に関する事項

全広告物	照明	・イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、点滅しないものに限ること			
	色彩	1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。			
		色相	明度	彩度	備考
		0.0R(10RP)～9.9Y	—	8.0以下	
		上記以外の色相	—	6.0以下	
		無彩色	—	0	使用可
		※ 地色とは、文字以外の部分をさす ※ 地色の面積の1/3未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする			
屋上広告物	・設置しないこと				
建植広告物	・自家用以外の広告物については設置しないこと				
広告塔	・地上から広告物の上端までの高さは10m以下であること ・自家用以外の広告物については設置しないこと				
のぼり旗	・設置しないこと				

2 効力の発生する日 平成21年11月1日

(平成21年10月30日掲示済)

天理市告示第292号

主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区（郡山インターチェンジ周辺沿道地区）  
 ） 広告物等の表示の方法に関する事項について

奈良県屋外広告物条例（昭和35年4月奈良県条例第17号）第5条の2第3項の規定により、主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区（郡山インターチェンジ周辺沿道地区）における広告物等の表示の方法に関する事項を定めたので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月30日

天理市長 南 佳 策

1 広告物等の表示の方法に関する事項

全広告物	照明	・イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、5mを越える高さのものは点滅しないものに限ること。		
	色彩	1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。		
		色	色相	彩度
		赤	0.1R～10.0R	10.0以下
		黄赤	0.1YR～10.0YR	10.0以下
		黄	0.1Y～10.0Y	8.0以下
		黄緑～緑	0.1GY～10.0GY～10.0G	8.0以下
		青緑	0.1BG～10.0BG	7.0以下
		青～青紫	0.1B～10.0B ～10.0PB	8.0以下
		紫	0.1P～10.0P	8.0以下
		赤紫	0.1RP～10.0RP	8.0以下
		※ 地色とは、文字以外の部分をさす ※ 地色の面積の1/3未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする		
屋上広告物	・表示面積は次の表に定める面積以下であること。			
		建物の幅	広告物の合計面積（各面あたり）	
			建物の高さ12m未満	建物の高さ12m以上
		20m未満	30㎡以下	40㎡以下
		20m以上 50m未満	45㎡以下	60㎡以下
		50m以上100m未満	60㎡以下	80㎡以下
		100m以上	90㎡以下	120㎡以下

2 効力の発生する日 平成21年11月1日

(平成21年10月30日揭示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年10月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年10月30日から平成21年12月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月30日揭示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成21年10月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成21年10月30日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成21年10月30日から平成22年4月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210  
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成21年11月2日揭示済)

天理市告示第295号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年11月2日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月2日から平成21年12月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年11月4日揭示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年11月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月4日から平成22年1月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年11月5日揭示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年11月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月5日から平成22年1月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

## 公 告

(平成21年10月21日揭示済)

天理市公告第35号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定

により公告する。  
平成21年10月21日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事 (特第6・26工区)
- (2) 工事場所 天理市森本町・楯町
- (3) 工事概要
 

工事延長	L=360.0m
小口径泥土圧推進工 (一工程式) HPΦ250	L=283.0m
開削工 VUΦ200	L=77.0m
マンホール工	5基
ます設置工	4箇所
付帯工	一式
- (4) 工 期 平成22年3月25日まで
- (5) 予定価格 93,670,500円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 81,869,550円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果 (審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表 (平成21年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面 (様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
  - ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 

名称 八千代エンジニアリング(株)  
住所 東京都新宿区西落合2-18-12 (奈良事務所 奈良市高天町38-5)

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 平成21年10月21日 (水) から平成21年10月28日 (水) までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
  - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
  - ① 提出期間 平成21年10月21日 (水) から平成21年10月28日 (水) までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 平成21年10月29日(木)午後5時
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年11月4日(水)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年11月18日(水)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年11月19日(木)午前9時30分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件  
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年10月21日揭示済)

天理市公告第36号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成21年10月21日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要



- (1) 工事名 史跡赤土山古墳整備工事及び史跡赤土山古墳整備工事に伴う附帯工事
- (2) 工事場所 天理市櫛本町
- (3) 工事概要
- |             |    |
|-------------|----|
| 敷地造成工       | 一式 |
| 法面工         | 一式 |
| 植生工         | 一式 |
| 雨水排水設備工     | 一式 |
| 園路広場整備工     | 一式 |
| 修景施設整備工     | 一式 |
| 管理施設整備工     | 一式 |
| 便益施設整備工     | 一式 |
| 敷地造成工       | 一式 |
| 構造物撤去工      | 一式 |
| 公園施設等撤去・移設工 | 一式 |
| 植栽工         | 一式 |
| 雨水排水設備工     | 一式 |
| 管理施設整備工     | 一式 |
| 便益施設整備工     | 一式 |
- (4) 工期 平成22年3月26日まで
- (5) 予定価格 30,922,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 26,688,900円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること(契約金額2千5百万円以上の工事は、専任で配置すること。)
- ① 入札説明書別表1の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。

- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 平成21年10月29日(木)午後5時
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年11月4日(水)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年11月18日(水)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年11月19日(木)午前10時10分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年10月21日揭示済)

天理市公告第37号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成21年10月21日

## 第1 工事概要

- (1) 工事名 道路改良工事 岩屋ヶ谷線  
 (2) 工事場所 天理市 岩屋町  
 (3) 工事概要 総工事延長 L=72.5m  
                   1工区工事延長 L=9.5m  
                   舗装工 A=37.8㎡  
                   擁壁工 V=4.5m<sup>3</sup>  
                   排水工U型側溝 L=5.9m  
                   2工区工事延長 L=63.0m  
                   コンクリートブロック積工 A=299.7㎡  
                   排水工ボックスカルバート L=23.7m  
                   U型水路 L=12.5m  
                   L型水路 L=24.9m  
                   防護柵工 L=69.7m  
 (4) 工期 平成22年3月29日まで  
 (5) 予定価格 30,597,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  
 (6) 最低制限価格 26,572,350円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。  
 (2) 次の条件をすべて満たしていること。  
 ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。  
 ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。  
 ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。  
 ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。  
 ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。  
 ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。  
 (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること(契約金額2千5百万円以上の工事は、専任で配置すること)。  
 ① 入札説明書別表1の資格を有する者  
 ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者  
 ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
 電話番号 0743-63-1001 内線 332  
 (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
 ① 交付期間 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。  
 ② 交付場所 第3(1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出  
 ① 提出期間 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く)。  
 ② 提出場所 第3(1)に同じ。  
 ③ 提出部数 各1部  
 ④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月21日(水)から平成21年10月28日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 平成21年10月29日(木)午後5時
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年11月4日(水)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年11月18日(水)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年11月19日(木) 午前10時50分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

## 教育委員会

(平成21年11月2日揭示済)

天教告示第15号

平成21年11月10日午後1時30分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年11月2日

天理市教育委員会

委員長 北 田 良 嗣

(平成21年11月5日揭示済)

天教告示第16号

平成21年11月10日午後4時から11月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年11月5日

天理市教育委員会

委員長 北 田 良 嗣

## 農業委員会

(平成21年10月8日揭示済)

天農委告示第10号

平成21年10月8日午後2時開催の天理市農業委員会につき、開催日時を次のように変更する。

平成21年10月8日

天理市農業委員会

会長 川 口 和 良

(変更前) 平成21年10月8日 午後2時から

(変更後) 平成21年10月8日 午後4時から

(平成21年10月28日揭示済)

天農委告示第11号

平成21年11月9日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成21年10月28日

天理市農業委員会

会長 川 口 和 良

### 記

議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第5号 その他

## 選挙管理委員会

(平成21年10月10日揭示済)

天選告示第37号

平成21年10月10日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年10月10日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,071人

6分の1の数 8,925人

3分の1の数 17,850人

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第38号

天理市長選挙を次のように行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

1 選挙の期日 平成21年10月18日

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、天理市議会議員の補欠選挙を天理市長選挙と同時に次のように行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 選挙の期日 平成21年10月18日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第40号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

7,437,500円

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第41号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

3,541,500円

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第42号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市櫛本町1504番地1	堀内靖介	天理市西長柄町601番地	池田将美

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第43号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市櫛本町1504番地1	堀内靖介	天理市西長柄町601番地	池田将美

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第44号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第45号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第46号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第47号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第48号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第49号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第50号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成21年10月18日 午後9時10分

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第51号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成21年10月18日 午後9時10分

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第52号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙につき、投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年10月11日 午後5時30分

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第53号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙につき、投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年10月11日 午後5時30分

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第54号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年10月11日 午後5時15分

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第55号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年10月11日 午後5時15分

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第56号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第57号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室



(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第58号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月11日揭示済)

天選告示第59号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成21年10月11日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月11日揭示済)

選挙長告示第1号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成21年10月11日

天理市議会議員補欠選挙  
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533会議室

選挙期日の告示日の翌日以降 天理市川原城町605番地 天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成21年10月11日揭示済)

選挙長告示第2号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成21年10月11日から使用する。

平成21年10月11日

天理市議会議員補欠選挙  
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル

書体 てん書

(平成21年10月11日揭示済)

選挙長告示第3号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成21年10月11日

天理市議会議員補欠選挙  
選挙長 堀内靖介

1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533B会議室

2 日時 平成21年10月15日 午後5時15分

(平成21年10月11日揭示済)

選挙長告示第4号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成21年10月11日

天理市議会議員補欠選挙  
選挙長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成21年10月12日揭示済)

選挙長告示第5号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙につき、立候補届出のあった山本治夫候補者の届出事項につき、次のとおり変更の届出があった。

平成21年10月12日

天理市議会議員補欠選挙  
選挙長 堀内靖介

	変更前	変更後
職業	無職	会社役員

## 監査委員

(平成21年10月27日掲示済)

天監委告示第2号

財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成21年度財政援助団体監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年10月27日

天理市監査委員 大森光三郎  
天理市監査委員 別所矩佳  
天理市監査委員 大橋基之

1 監査の種別 財政援助団体監査

2 監査の執行期間及び監査対象

平成21年9月28日から10月2日まで

社会福祉法人天理市社会福祉協議会（所管部課・健康福祉部社会福祉課）

3 監査の範囲 平成20年度財政的援助（補助金）に係る財務会計事務の執行状況

4 監査の方法

平成20年度事業報告及び決算書に基づき、出納及びその他の事務事業の執行状況について、資料の提出を求め、当該補助金が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

5 監査の結果

社会福祉法人天理市社会福祉協議会の財政的援助（補助金）に係る出納及びその他の事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。

「社会福祉課」

当該補助金は、交付目的に即した事業遂行のため執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

決算執行状況について

(1) 収入

(単位：円・%)

科目	予算額	決算額	残額	収入率
社会福祉協議会運営費補助金収入	61,546,000	56,001,183	5,544,817	91.0
合計	61,546,000	56,001,183	5,544,817	91.0

(2) 支出

(単位：円・%)

科目	予算額	決算額	残額	執行率
人件費	46,924,000	42,045,944	4,878,056	89.6
事務費	10,785,000	10,737,619	47,381	99.6
事業費	1,003,000	1,003,000	0	100.0
負担金	364,000	342,960	21,040	94.2
退職共済預け金	2,470,000	1,871,660	598,340	75.8
合計	61,546,000	56,001,183	5,544,817	91.0

補助金61,546,000円に対し、決算額は56,001,183円となっており、残額の5,544,817円は、補助金精算として、戻入されていた。

1 監査団体の概要

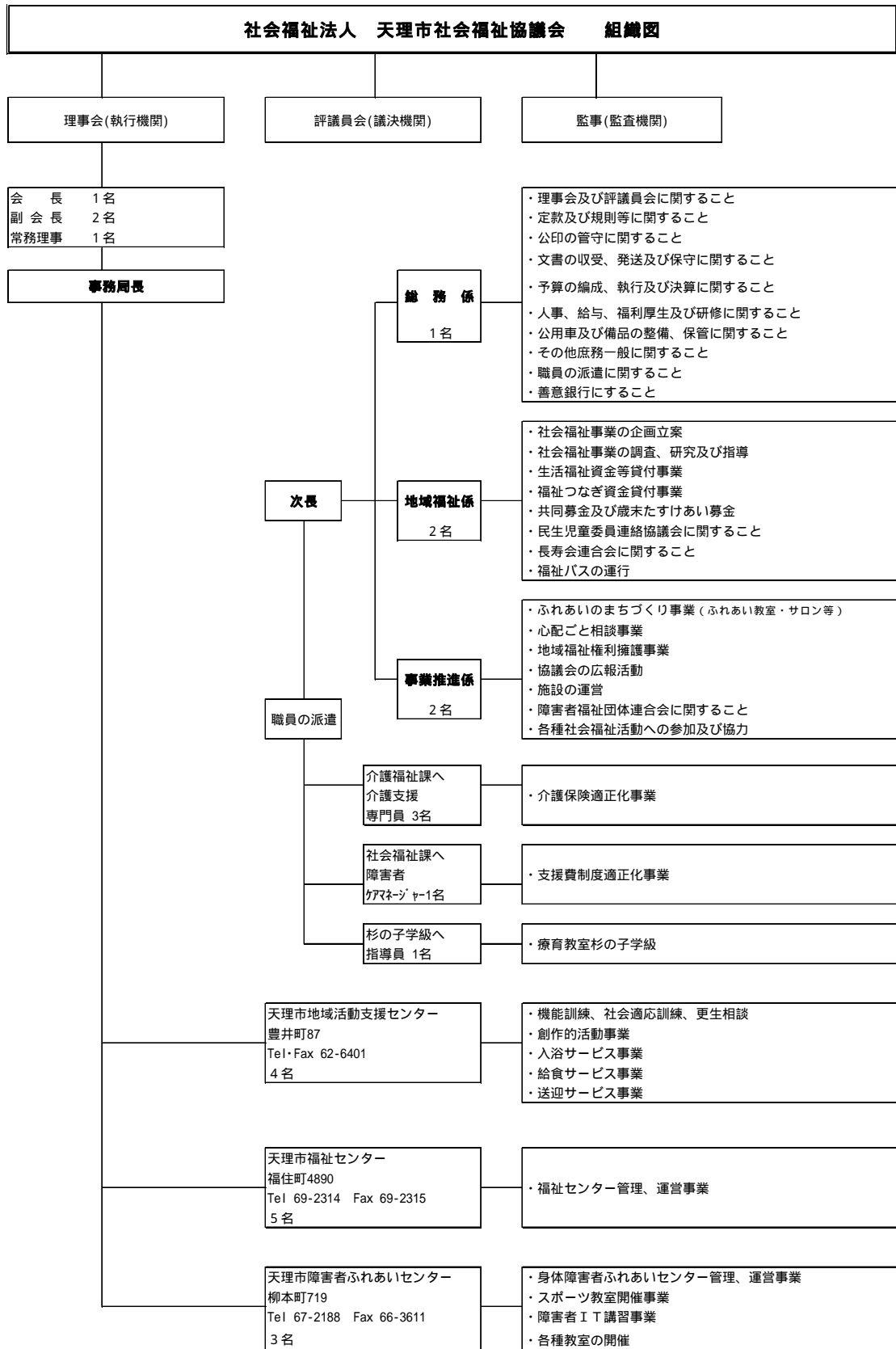
ア 天理市社会福祉協議会は、天理市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、昭和30年5月に設立された。

昭和43年9月30日に社会福祉事業法に基づく社会福祉法人として、設立認可を受け地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者と行政機関で構成する民間の非営利組織である。

イ 社会福祉協議会の主な事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民参加の援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、調整及び助成
- ④ 共同募金事業への協力、心配ごと相談事業、ボランティア事業、福祉自動車貸出事業
- ⑤ 地域活動支援センター及び福祉センターの経営
- ⑥ 障害者ふれあいセンターの受託経営

ウ 組織



むすび

以上が、平成20年度天理市社会福祉協議会の財政的援助（補助金）に係る監査を行った結果である。補助金交付申請書、決算書、事業報告書等補助金に関する諸帳簿を監査した結果、補助金交付要綱に準拠し、おおむね適正に処理されていた。

今後も多様な福祉ニーズに対応すべく、より効率的な事業運営に努められるとともに、地域社会福祉の推進に努力されるよう要望する。